

ペットフードを製造する場合の注意事項

1. ペットフード安全法及びペットフード製造業者等の届出について

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下、ペットフード安全法）」に基づき法人、個人を問わず、犬、猫用のペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、開始前に届出が必要です。

（この届出は、食品衛生法に基づく食肉処理業等の営業許可や国産ジビエ認証制度の認証を受けている事業者であっても必要です。）

届出先は、主たる事務所（本社等）が所在する都道府県を担当する農林水産省地方農政局等です。

特にジビエ（野生鳥獣肉）を用いてペットフードを製造する場合について、野生鳥獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生鳥獣肉の利用に当たっては十分に加熱するなど、これらの感染症リスクに注意しながら、犬・猫に安全なペットフードを作っていただきますようお願いいたします。

また、鉛が残留した場合、ペットフードを食べた犬、猫が鉛中毒を起こす可能性があり、ペットフード安全法では上限値（ $3 \mu\text{g/g}$ ）が設定されています。銃弾の経路付近の肉の使用は避け、金属探知機による検査を行ってください。金属探知機は、検査機器メーカーが定める検査方法を確認し、使用してください。

別紙「野生獣肉のペットフードについて」をご参照ください。

2. 食品の営業許可施設において、ペットフードを製造するにあたって気を付けるべき点について

食品を製造する施設（室）及び設備は食品専用とするため原則としてペットフードを製造する施設（室）と区画する必要があります。そのため、ペットフードの製造を新たに始めたい場合には管轄の保健所へ事前に相談してください。

（根拠法令）食品衛生法施行規則第 66 条の 7 別表第 19

2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

<保健所管轄区域案内>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/



野生獣肉のペットフードについて

ペットフード安全法を守って安全なペットフードを作りましょう



野生獣肉（ジビエ）を使ってペットフードを製造する際には、ペットフード安全法を守りましょう。



ペットフード安全法の概要

届出

◆法人、個人を問わず、ペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、**開始前に届出が必要**です。

帳簿の備付け

◆ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、輸入、製造及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、**2年間保存**する必要があります。

表示基準

◆ペットフードの①名称、②賞味期限、③原材料名、④原産国名、⑤事業者名及び住所について、**日本語で表示することが義務付け**られています。

成分規格 製造方法の基準

◆ペットフードの安全を確保するため、農薬、重金属等の上限値を定めた成分規格や、病原微生物に汚染された原材料は用いてはならない等の製造方法の基準が設定されています。

立入検査

◆国及びFAMICが輸入業者、製造業者、販売業者等に対し行い、原則として無通告で実施します。

・ペットフード安全法の詳細は、リーフレット「ペットフードの安全確保のために」をご参照ください。

(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/pdf/Petfood-Leaflet.pdf>)

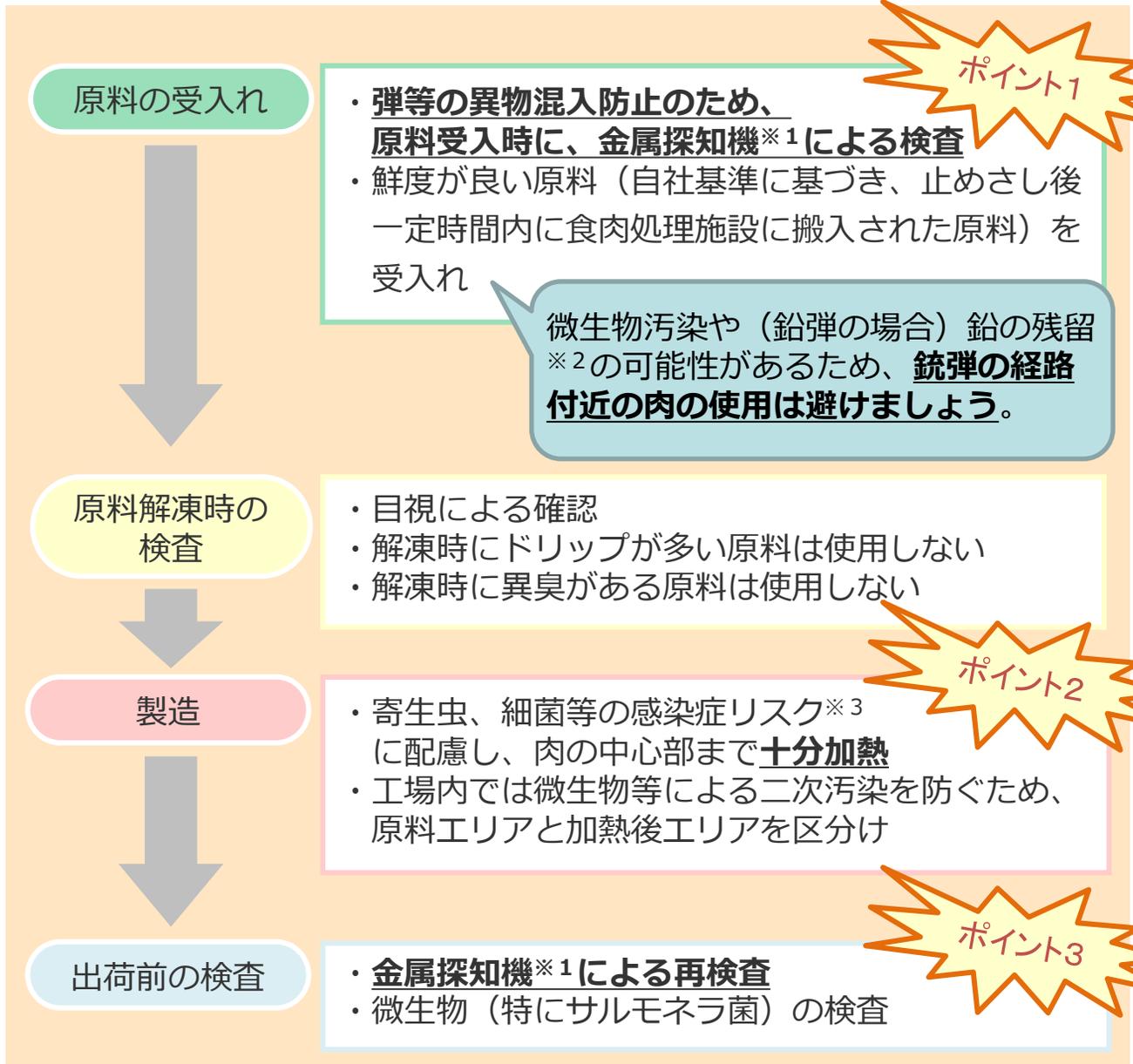


【事業者のみなさまからのペットフード安全法に関するお問い合わせ先】

- ・北海道農政事務所 011-330-8816
- ・東北農政局 022-745-9384
- ・関東農政局 048-740-5065
- ・北陸農政局 076-232-4106
- ・東海農政局 052-223-4670
- ・近畿農政局 075-414-9000
- ・中国四国農政局 086-224-4511
(内線2394)
- ・九州農政局 096-211-9255
- ・沖縄総合事務局 098-866-1672

野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例

- ◆ 下記は野生獣肉を利用して、安全なペットフードを製造するための製造管理の一例です。
- ◆ 各工場の設備、品質管理体制等に合わせて製造管理を行ってください。



※1 金属探知機は、検査機器メーカーが定める検査方法を確認し、使用しましょう。
※2 ペットフード安全法では、ペットフード中の鉛の上限値（3 μg/g）が設定されています。

※3 野生獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生獣肉の利用に当たっては、十分に加熱するなど、これらの食中毒リスクに注意し、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。